

番号	2、①、②
項目	資材欠乏や納期遅延で休業を余儀なくされた業者への休業支援金や雇用維持の支援金、工場・家賃、リース料などの固定費補助、また電気・ガスなど光熱の高騰に対する補助金を創設すること。無利子・保証料ゼロ・無担保で長期据置の市町村連携「緊急つなぎ融資」を創設すること。
(回答) 休業支援や固定費（家賃・リース料等）への補助、および光熱水費の価格高騰に対する補助金創設を含め、中東情勢等を踏まえた中小企業・小規模事業者向け支援につきましては、まずは国において対応を検討するべきものと考えております。引き続き、国の動向を注視してまいります。 なお、本市の中小企業の総合的支援拠点である大阪産業創造館において、中東情勢・原油価格高騰などの影響を受ける中小企業・小規模事業者に向けた特別相談窓口を設置し、各種制度融資に関する情報提供等をはじめ、専門家による経営相談を実施しております。 また、本市では、市内中小企業者の資金調達の円滑化を図るとともに、その振興、発展を支援するため、中小企業者が必要とする事業資金を大阪信用保証協会の保証を付けて融資する制度融資を実施しています。 具体的には、経営環境の変化等により売り上げが減少している市内の小規模企業者を対象とした「経営支援特別融資」や、設備投資を行うことで経営基盤の強化を図ろうとする市内中小企業者を対象とした「設備投資応援融資」を実施しており、貸出金利を低く抑えることで利用者の負担軽減を図っております。 そのほか、国が発動したセーフティネット保証に対応し、大阪府制度融資への申し込みが可能となる認定業務を行うなど、市内中小企業者の資金繰りの支援に取り組んでいます。 引き続き、市内中小企業の実情やニーズを把握し、関係機関等との連携のもと中小企業者の資金調達の円滑化に努めてまいります。	
担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課（産業振興担当） 電話：06-6615-3761 経済戦略局 産業振興部 企業支援課（資金支援担当） 電話：06-4256-3529

番号	3、①
項目	住民税や法人市税、軽自動車税等の支払いについて、情勢が安定するまでの間の延滞金なしの徴収の猶予、および著しく収益が悪化した業者に対する減免措置を実施すること。
(回答) 大阪市としての回答は以下のとおりです。 1 減額・免除措置 (1) 市民税 税金は、すべての住民（個人のほか、法人も含まれます。）の日常生活に欠かすことのできない道路・橋梁・公園の整備から教育・福祉・消防・救急にいたるさまざまな行政サービスを提供するために必要な経費として、住民の方々に広く負担していただくものとなっており、地方税法等に基づき、適正・公平に課税されるものとなっています。 ア 個人住民税 個人市民税については、所得税の源泉徴収制度とは異なり前年の所得に対して課税されるものでありますが、税負担の公平性を確保する観点から、所得の発生時期と税の負担時期の間に所得状況に変動等を生じた場合でも、納めていただくことが原則となっています。 しかしながら、個人住民税は、所得の発生時期と税の負担時期が異なることから生活の維持が困難になった方などに配慮し、地方税法第 323 条において減額・免除制度が定められており、本市では市税条例第 57 条の規定により、税額の全額を負担することが困難であると認められる場合には、申請に基づき収入・資産状況等を審査のうえ、減額・免除を適用しています。 イ 法人市民税 法人市民税については、均等割は資本金等および従業者数に応じて定める額とし、また、法人税割は法人税額が課税標準のため、収益を反映し算定しています。 (2) 軽自動車税、事業所税、市たばこ税および入湯税 軽自動車税、事業所税、市たばこ税及び入湯税については、いずれも、収益に関わらず納めていただく税金となっています。	

(3) 固定資産税および都市計画税

固定資産税および都市計画税については、賦課期日（毎年1月1日）現在に固定資産をお持ちの方が、その固定資産の価格を基にした税額を固定資産の所在する市町村に納めていただく税金です。

なお、納税者の方が生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合や、65歳以上で前年中の所得が住民税均等割非課税限度額以下であるなど一定の要件を満たしている場合のほか、火災・風水害などにより資産に一定以上の損害を受けられた場合などについて、申請に基づく減額・免除の措置を講じています。

また、減額・免除の措置の適用にあたっては、納税者の担税力や資産の損害の程度など、個々の状況を慎重に判断して、適正な運用に努めています。

2 納税の猶予制度および延滞金の減額・免除

納税困難な市民の方からご相談いただいた際には、徴収猶予（市税条例第5条）や申請による換価の猶予（市税条例第9条）を含む納税の猶予制度についてご案内しています。また、市税ハンドブック及び本市ホームページに制度内容や手続きの方法を掲載しています。

延滞金の減額・免除に関しては、市税条例（第14条第6項）並びに地方税法（第321条の2第5項等）に基づく延滞金の減額・免除のほか、納税の猶予制度を適用した場合は、猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。

また、延滞金の減額・免除の手続きに係る要綱を定めており、本市ホームページに掲載しています。

担当	1 (1) ア	財政局	税務部	課税課（個人課税）	電話：06-6208-7751
	1 (1) イおよび(2)	財政局	税務部	課税課（法人課税）	電話：06-6208-7747
	1 (3)	財政局	税務部	課税課（固定資産税）	電話：06-6208-7768
	2	財政局	税務部	収税課	電話：06-6208-7768

番号	3、②		
項目	国保料を引き下げるとともに、減免の拡充や徴収猶予や免除制度を創設すること。		
(回答) 保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところであり、今後においても、「府内統一基準」に沿った対応を行ってまいります。 また、納付義務者等から保険料の納付が困難である旨の申出があった場合については、納付義務者等の置かれた状況に十分配慮し、徴収猶予についても適切に対応を行ってまいります。			
担当	福祉局	生活福祉部	保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964 福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

番号	4、②
項目	下請け業者への適正な価格転嫁を認めるよう親企業へ強く働きかけることや、市として相談窓口を設置すること。
(回答) 本市では、国による中小受託取引適正化の要請を踏まえ、委託事業者を対象に中小受託事業者との取引適正化の呼びかけを行っており、今後も、関係機関との連携や情報交換等に努めてまいります。 また、本市の中小企業の総合的支援拠点である大阪産業創造館において、府市の経営相談窓口を集約し、市内中小企業等の様々な課題等に対して、中小企業診断士などの専門家による経営相談を実施しております。	
担当	経済戦略局 産業振興部 企業支援課（企業支援担当） 電話：06-6264-9834

番号	5、①、③
項目	① <u>2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを早期に実現させため、省エネ・再エネ目標を抜本的に引き上げ、実現可能な施策を実施し、地域の中小業者の仕事おこしにつがるようにすること。</u> ③ <u>再エネに逆行する原発の再稼働や新設中止を関西電力へ要請すること。</u>
(回答) ① 本市では、2050年の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の実現のため、2030年度までに、市域の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減することを目標とし、再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギー消費の抑制、次世代自動車の普及促進や、市民・事業者の行動変容に向けた取組を支援する新たな施策パッケージ「ネクストグリーンプロジェクト」の推進などにより、市域の脱炭素化を強力に推進してまいります。 ③ 大阪市は、関西電力株式会社の株主として、同社の定時株主総会において、平成24年度第88回から毎年度、株主提案を行っており、原発が抱える課題の早急な解決、そして原発に代わる再生可能エネルギーの最大限の導入や新技術の開発に積極的に取り組むなど、ゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入推進を求めています。 原発については、ひとたび過酷事故が発生すると広範囲での回復不可能かつ甚大な被害が想定されます。また、使用済燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらず、最終処分方法も確立されていない中で、増え続けている使用済燃料について処理の見通しが立たないまま、ツケを将来世代に回すことは、断じて許されることなく、今年度の株主提案では、これらの課題の早期解決を求めています。 なお、大阪市が求めてきた要件を満たさない限り新增設は認めないという従来のスタンスから変わりありません。 (下線部について回答)	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 電話：06-6630-3217 環境局 環境施策部 環境施策課（エネルギー政策担当） 電話：06-6630-3483 環境局 環境施策部 環境施策課（カーボンニュートラル推進担当） 電話：06-6630-3413

番号	5、②
項目	2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを早期に実現させるため、省エネ・再エネ目標を抜本的に引上げ、実現可能な施策を実施し、 <u>地域の中小業者の仕事おこしにつながるようにすること。</u> 再エネに逆行する原発の再稼働や新設中止を関西電力へ要請すること。
(回答) 本市では、中小企業振興を市政の重要な柱の一つとして取り組んでいくことを明確化した「大阪市中小企業振興基本条例」のもと、中小企業の経営基盤の強化や成長への挑戦を支える取組を推進しています。 今後も、経済・社会情勢を注視しながら、効果的な施策を実施してまいります。 (下線部について回答)	
担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課（産業振興担当） 電話：06-6615-3761

番号	6、①
項目	<u>未曾有の経済危機が迫るなか府に対しカジノ建設は直ちに中止</u>、副首都や都構想の推進を中止すること。
(回答) I Rは、ホテル、M I C E施設、レストラン、エンターテインメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。 大阪・夢洲でのI R立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。 また、カジノ収益の社会還元として、納付金等の収入を、ギャンブル等依存症対策の充実などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興、地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市の魅力と国際競争力の向上を図ってまいりたいと考えております。 今後も引き続き、世界最高水準の成長型I Rの実現に向けて取り組んでまいります。 (下線部について回答)	
担当	I R推進局 推進課 計画グループ 電話：06-6210-9234

番号	6、②
項目	未曾有の経済危機が迫るなか府に対しカジノ建設は直ちに中止、<u>副首都や都構想の推進を中止すること。</u>
(回答) 大阪では、平成 29 年 3 月の「副首都ビジョン」策定以降、平時の日本の成長、非常時の首都機能のバックアップを担う副首都・大阪の実現に取り組んできました。 世界的な都市間競争の時代の中で、低迷が続く日本全体の成長力を高めるためには、東京一極に頼るのではなく、国全体の成長をけん引する国際競争力を持つ拠点都市を複数創出する必要があること、さらに、災害リスクを抱えるわが国において、東京以外にも日本を支える都市を戦略的に確立する必要があることから、国家戦略として、副首都が必要であると考えており、大阪として、副首都を担う機能を発揮するための行政体制を構築していく必要があります。 引き続き、副首都・大阪の実現に向けた取り組みを進めていくとともに、ふさわしい自治体のあり方を検討してまいります。 (下線部について回答)	
担当	副首都推進局 副首都推進担当 電話：06-6208-8862